

## 緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）・ 住居確保給付金の郵送申請について

- 1 同封の書類に必要事項を記入のうえ、必要書類とともに、金沢市社会福祉協議会に 郵送してください。感染拡大防止の観点からも郵送での申請にご協力をお願いします。  
郵送前にチェックリストで必要書類等をご確認ください。記入にあたって、ご不明な点がありましたら、お電話でお問い合わせください。
- 2 金沢市社会福祉協議会で申請書類を受理後、申請書に記入漏れ・不備等があった場合、電話で連絡をします。住居確保給付金については、金沢市生活支援課（TEL076-220-2292）から電話で連絡をします。訂正内容によっては、書類を一旦返送し、訂正いただいた上で、再度郵送していただく場合があります。記入例およびチェックリストを参考に、記入漏れや書類の不足がないかを確認のうえ、送付してください。

### 3 審査・送金等について

#### （1）緊急小口資金（特例貸付）について

石川県社会福祉協議会での審査完了後、貸付が決定した場合は、指定の口座に緊急小口資金が送金されます。なお、審査結果は、石川県社会福祉協議会より郵送でお知らせします。貸付が不承認の場合でも、審査結果を郵送します。

#### （2）総合支援資金（特例貸付）について

石川県社会福祉協議会での審査完了後、貸付が決定した場合は、指定の口座に1回目の生活支援費が送金されます（貸付の決定が、借入開始月の10日以前であった場合は、10日に送金されます）。以後、生活支援費の送金は毎月10日（休日の場合は前営業日）となります。なお、審査結果は、石川県社会福祉協議会より郵送でお知らせします。貸付が不承認の場合でも、審査結果を郵送します。

※ 未成年者が申請する場合は親権者の同意（親権者が両親の場合は両親の同意）が必要です。借用書の欄外に親権者が署名・押印をしてください。

#### （3）住居確保給付金について

金沢市（生活支援課）で審査完了後、支給が決定した場合は、決定通知書を郵送します。住居確保給付金は毎月月末に不動産会社等の指定の口座に送金します。不支給の場合でも、審査結果を郵送します。

※早急に資金が必要な場合は、電話で金沢市社会福祉協議会にご相談ください。

＜お問い合わせ＞

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内

電話：076-231-3571 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

ファックス：076-231-3560 ホームページ <http://www.kana-syakyo.jp/>

※金沢市社会福祉協議会の[ホームページ](#)に緊急小口資金の申請書類の書き方を解説した動画（厚生労働省公式YouTube）を掲載していますので、ご活用ください。

※郵送費（切手代）は申請される方のご負担となります。ご了承ください。